

公布された規則のあらまし

◇静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 自転車及び自動車の交通量が多い道路等に自転車通行帯を設けることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第7条の2関係）
- (2) 自転車道の設置要件に設計速度が1時間につき60キロ以上であるものを追加することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第9条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。